

## ‴失業か不安定雇用か?

「CPE(contrat première embauche:初期雇用契約)は労働法の死である。」そう叫びながらデモを行う若者たちの映像が2月あたりから連日テレビで放映されていた。私が住んでいる地方都市のナントでも,「死んだ労働法」の棺を抱えてデモに参加する学生を目にした。大学は何週間も学生のストにより多くの講義が実施できない状況に陥った。公園などでは,学生が集まって「CPE 反対」の立て看板や垂れ幕などを一生懸命に作成していた。日本でこの様な光景を目にするのは、もはや学園祭のための模擬店準備のときくらいだろう。ここ1、2カ月の間、フランス人の最大の関心事であった CPE とは何だったのだろうか。

CPEとは、26歳未満の若者と企業とが締結する特別な労働契約の名称であり、若年労働者の労働市場参入を目的とした施策のひとつである。フランスの失業率は、近頃低下傾向にあるものの、それでも全体で9.6%、25歳未満の若年者については22.2%という高さである(2006年2月現在)。多くの若者は、学校卒業から10年近く経ってようやく、一般に安定雇用と考えられる期間の定めのない労働契約を締結するという状況である。その間、彼らは研修や短期間の有期労働契約、失業給付を受給できない状態での失業などを渡り歩く非常に不安定な立場に置かれている。

CPE の創設は、2006 年 1 月 11 日に議会に提出された「機会平等のための法律 (la loi pour l'égalité des chances)」案の中に書きこまれたものである。正確には、法案提出当初には CPE 創設に関する条文は盛り込まれていなかったが、2006 年 1 月 24 日に提出さ

れた政府修正案によって挿入されたのである。「機会 平等のための法律」は、日本でも報道された2005年 11月の暴動が浮き彫りにした機会(具体的には雇用 機会)の不均衡の是正を目的とし、①若年者への職業 訓練の充実や雇用促進,②特定地域の住民に対する差 別解消,③不登校児などを抱える親の支援,④治安維 持のための市町村長の権限の強化, ⑤若年者の職業訓 練のための受け入れサービスの創設、に関する施策を 定めている。11月の暴動は、もともとはパリ郊外で 警官に追跡された若者が発電所で死亡したことに端を 発するが、車を焼くなどの事件はフランス全土に飛び 火し,一部の都市では夜間外出禁止令が出されるまで に至った。この出来事は、雇用機会に恵まれない一定 の地域の若者の存在 (そうした地域の若年者の失業率 は38%である)と彼らが抱える社会への強い不満と いうフランス社会に根深く存在する問題を明らかにし た。CPE の創設は、こうした問題に取り組むための 法律案に(具体的には上記①の施策の一環として) 挿 入されたのである。

CPE は、2005年8月2日のオルドナンス (委任立 法) によってすでに創設されていた CNE (contrat nouvelle embauche:新規雇用契約)とほぼ同じ仕組 みであるが、その対象者を26歳未満に限定したとい う点と、20人を超える従業員を使用する企業にのみ 適用される(CNE は従業員 20 人以下の企業のみ)と いう点で異なる。CPE (および CNE) は、書面によ る期間の定めのない労働契約であるが、最初の2年間 (période de consolidation:補強期間) は通常の労働 者とは異なる法的規制を受ける点が最大の特徴である。 具体的には、使用者による若年者の新規雇用を促進す るというねらいから、補強期間中は使用者が当該若年 労働者を自由に解雇できることとされた。 すなわち, 通常の労働者を解雇する際に要求される解雇正当化事 由 (cause réelle et sérieuse: 現実の深刻な事由) が なくても、使用者は CPE を締結した若年労働者を解 雇できるのである。他方で、補強期間中に解雇された 若年労働者には、解雇予告期間、解雇補償、失業給付 について特別の権利が付与された。通常, 解雇予告期 間は勤続期間6カ月以上の労働者に対して適用される が(ただし労働協約により勤続期間が6カ月未満の労 働者にも一定の解雇予告期間が付与されることがある), CPE を締結した若年労働者については勤続期間が 6 カ月を下回る場合でも2週間の解雇予告期間を置くこ

96 No. 551/June 2006

とが法律上求められていた。また、補強期間中に労働者を解雇した使用者は、当該労働者に CPE 締結時から支払ってきた報酬総額の 8%に相当する補償金を支払い、さらに当該労働者のための労働市場再参入に向けた支援措置の財源にあてるため同報酬総額の 2%に相当する額を ASSEDIC (商工業雇用協会) に支払わなければいけないとされた。さらに、4カ月以上 CPEのもとで使用され補強期間中に解雇された労働者で、かつ失業保険における受給要件を満たしていない者には、2カ月間、連帯基金から一定額の手当が給付される。

このように CPE の創設を推し進めるド・ヴィルパン首相率いる政府は、使用者の雇用インセンティブを喚起するための解雇規制緩和と、被解雇労働者の保護強化とを組み合わせることで政策としてのバランスを取ろうとしたのであるが、労働組合や学生などは当然解雇規制の緩和をもたらす CPE に猛烈に反対した。CPE は若年者の労働市場における不安定な立場をさらに不安定にするものと捉えられ、CPE の頭文字を皮肉って "Contrat Précarité Exclusion(不安定・排除契約)"と揶揄された。また、「若年者の失業対策」の名のもとフランスにおける労働法を破壊するものであるとも批判され、その批判が冒頭に引用したデモ参加者の叫びとなって表れたのである。

こうした学生や労働組合の必死の抵抗にもかかわら ず、3月8日・9日に「機会平等のための法律 | 案は 与党 (UMP) 議員の多くが賛成票を投じたため両院 で可決され、同月30日にはCPE創設を定める第8条 を含む諸条文を合憲と判断する憲法院決定が出された。 そこで法律の審署(法律が憲法の規定にしたがって成 立したことを認証し、それに執行力を与える行為)を 行う権限を持つ大統領の判断に注目が集まったが、憲 法院決定の翌日の夜8時のテレビ中継でシラク大統領 は同法律の審署を決断したと発表した。と同時にシラ ク大統領は、CPE について2つの修正すべき点を提 示し、そのための法案準備に即座に着手するように政 府に求めた。すなわち、補強期間を1年に短縮するこ と、および補強期間中に解雇された労働者に解雇理由 を知る権利を認めること, である。また大統領は, こ うした修正のない CPE は締結してはならないとも述

べた。しかし、法律が公布された以上、CPE が実施 可能な状態となったことは事実であった。この大統領 の演説を受け、学生および労働組合の代表者は「不可 解であるし、受け入れがたい」と反発し、今後も CPE 撤回を求めて闘うと宣言した。実際、法律成立以後も、 各地でデモが繰り広げられ、国鉄などはストを行なっ た。多くの学生もストを続けた。先日、某大学の学長 とお会いした際、大学封鎖を求める学生とのやり取り についてお話を伺った。 学生たちはその学長に対して、 「大学はあなたたちのものではなく、われわれ学生の ものである。だから、われわれには大学を封鎖する権 利がある。また、大学の封鎖はわれわれ学生がとれる 唯一の対抗手段であるのだ。」と言い放ったという。 フランスの大学の多くでは, 法律公布後もしばらく授 業が満足に実施できない状況が続いた。こうした状況 に対し、学ぶ権利を主張して授業再開を求める学生も 少なからず存在し、そうした学生たちによる「スト反 対しのデモも他方で繰り広げられた。

法律公布後も CPE に対する労働組合や学生の反発 は一向に治まる気配を見せず、どのように政府が事態 を収拾するのかが注目されたが、結局、4月10日に、 ド・ヴィルパン首相は、「若年失業者のための強力な 政策を提案したが、残念ながらすべての人の理解は得 られなかった」と述べて CPE の撤回を表明した。と 同時に首相は、CPE の代替策として、雇用機会に恵 まれない 16歳から 26歳の若年者を期間の定めのない 労働契約で雇用する企業を対象とした新たな支援策を 提案し、早速そのための法律案が議会に提出された。 この首相の決断により、 フランス全土に広がった CPE に対する反対運動は瞬く間に鎮静化した。今回 の CPE をめぐる一連の動きは、政府の打ち出した政 策に対しデモやストライキで断固闘うというフランス 人のアグレッシブな側面と、フランスの若者に広がっ ている雇用への不安の切実さを強烈に印象づけるもの であった。

だけ・さやか 東北大学大学院法学研究科助教授。最近の 主な著作に『年金制度と国家の役割』(東京大学出版会, 2006 年)。社会保障法専攻。

日本労働研究雑誌 97